

確認申請等の書類及び提出部数

申請等の種類	申請書等の部数 (添付図書等を含む)	
	正本	副本
<p>確認申請等の書類及び提出部数</p> <p>(1) 確認申請等 (建築物)</p> <p>(2) 確認申請等 (昇降機)</p> <p>(3) 確認申請等 (昇降機以外の建築設備)</p> <p>(4) 確認申請等 (工作物)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築計画概要調書 1 部、建築工事届 1 部を同時に提出してください。 なお、工作物の確認申請の場合は、建築計画概要調書及び建築工事届の提出は不要です。 ・ 浄化槽を設置する場合で、確認申請を伴うときは、尿尿 (しにょう) 浄化槽調書を同時に提出してください。 なお、確認申請を伴わない場合は、浄化槽設置届を富山県中部厚生センターへ提出してください。 	1 部	2 部
<p>(5) 計画変更確認申請書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築計画概要調書 1 部を同時に提出してください。 	1 部	2 部
<p>検査申請等</p> <p>(1) 完了検査申請等</p> <p>(2) 中間検査申請等</p>	1 部	—
<p>指定申請</p> <p>(1) 道路位置指定申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路位置指定申請による申請手数料は不要です。また、土地権利者の承諾書 (様式第13号)、承諾者の印鑑証明、土地の登記簿、公図、付近見取り図 (該当箇所に色塗りしたもの) を添付してください。 	1 部	2 部
<p>承認申請</p> <p>(1) 私道の変更・廃止承認申請</p>	1 部	2 部
<p>許可申請</p> <p>(1) 許可関係規定の許可申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第43条第2項 (旧第43条ただし書き) による許可申請の場合は、手数料が必要です。また、土地権利者 (管理者) の同意書又は承諾書 (任意様式)、同意者の印鑑証明、土地の登記簿、公図、付近見取り図 (該当箇所に色塗りしたもの)、現況写真 (カラー)、許可を受ける対象の図面 (幅員等の寸法を記載したもの)、建築物の図面を添付してください。 <p>(2) 工作物許可関係規定の許可申請</p> <p>(3) 一定の複数建築物に対する制限の特例規定等の許可申請</p> <p>(4) 一定の複数建築物に対する制限の特例規定等の許可取消申請</p>	1 部	1 部
<p>認定申請</p> <p>(1) 仮使用認定申請</p> <p>(2) 認定関係規定の認定申請</p> <p>(3) 一定の複数建築物に対する制限の特例規定等の認定申請</p> <p>(4) 一定の複数建築物に対する制限の特例規定等の認定取消申請</p>	1 部	1 部
<p>認可申請</p> <p>(1) 建築協定認可申請</p> <p>(2) 建築協定変更・廃止認可申請</p>	1 部	2 部
<p>届出</p> <p>(1) 工事完了届</p> <p>(2) 建築工事届</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認申請が不要な場合でも、建築工事届の提出は必要です。 なお、床面積の合計が10㎡以内である場合は不要です。 	1 部	—

(3) 建築物除却届 ・床面積の合計が10㎡以内である場合は不要です。		
(4) 安全上の措置等に関する計画届		
(5) 借地権消滅届	1部	2部
(6) 建築協定加入届		
(7) 工事監理者等決定届	1部	—
(8) 取下届		
(9) 申請書等記載事項変更届	1部	※
(10) 工事取りやめ届		
(11) 使用取りやめ届	1部	—

(注) 各申請等の様式及び手数料等は、富山県ホームページにて確認ください。なお、立山町役場では、富山県収入証紙の販売は取り扱っておりませんので、ご注意ください。

(注) ※は対応する申請書等の必要部数です。

(注) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による工事の届出については、富山県富山土木センター（建築課）へ提出ください。

(注) 2020年12月23日に交付された「押印を求める手続の見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令」等により、建築基準法施行規則等が改正され、申請書類の押印等の取扱いについては次のとおりとなりました。

申請等の書類	取扱いについて
確認申請書等	申請者の押印は不要
検査申請等	設計者（監理者）の押印は不要
工事完了通知書等	設計者（監理者）の押印は不要
建築工事届	建築主の押印は不要
建築物除却届	除却工事施行者の押印は不要
図書	正本に設計者の氏名記載が必要 建築士表示・押印は不要
構造（設備）一級建築士の関与	設計の場合、正本に設計者の氏名記載が必要 確認の場合、氏名記載不用 建築士表示・構造（設備）設計一級建築士が構造関係規定に適合することを確認した旨の表示・押印は不用
構造計算安全証明書	設計者の押印は不要（確認申請書には写しの添付が必要）
既存建築物等調書	建築主・調査者の押印は不要 備考欄に調査者の氏名記名が必要